

# 令和7年度第1回佐世保市保健福祉審議会 議事録

日時:令和7年5月23日(金)19時00分~20時00分

場所:佐世保市役所5階 庁議室

## 1. 開 会

【事務局(保健福祉政策課 丸山)】

定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回佐世保市保健福祉審議会を開催いたします。

議事に入るまで、進行役を務めさせていただきます保健福祉部保健福祉政策課の丸山と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、佐世保市を代表し、保健福祉部長の岡よりご挨拶を申し上げます。

【保健福祉部 岡部長】

皆様、こんばんは。

ただいま紹介を受けました、保健福祉部長の岡と申します。

今年4月1日に着任いたしました。

昨年度までは子ども未来部長を仰せつかっておりました。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は皆様、ご多用の中、本年第1回となります佐世保市保健福祉審議会にお越しくださいませ誠にありがとうございました。

また、委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場で、日頃より本市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、この審議会でございますけども、平成28年4月1日の中核市移行に伴い、設置いたしました。

委員様の委員の任期は3年ということで今回が4期目、10年目となります。

皆様方には令和10年4月30日までの3年間、委員としてご就任をいただきますが、就任期間中は当審議会が3つの分科会に分かれており、1つは民生委員の審査に関する事、それから、高齢者福祉施策に関する事、そして、障がい者福祉施策に関する事この3つに分かれてご審議いただく場面もございます。

それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は夜遅くまで大変ご負担をおかけしますが、委員の皆様には、よりよい市政運営のため、お力添えをいただきますよう、ご審議のほどよろしくお願いいたします。甚だ簡単ではございますけども会に際しての挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局(保健福祉政策課 丸山)】

それでは、開会いたしますが、まず今回初めて、本会議の方にご出席いただいている委員の方もいらっしゃると思いますので、保健福祉審議会の概要について簡単にご説明をさせていただきます。

本日、机の上に置かせていただいております当日配布資料といたしまして、一番頭のところに差し替えと書いております会次第を置かせていただいておりますが、その2枚目をご覧ください。

先ほどの挨拶の中で、すでにお話が出てきておりましたが、保健福祉審議会につきましては、社会福祉法の規定に基づいて、社会福祉に関する事項を調査審議するために、中核市に合議制の機関を置くものとさ

れているもので、設置している附属機関になります。

一番左側にございますように、民生委員審査専門分科会、障がい者福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、この 3 つの専門分科会を設置しております、委員の皆様には、それぞれいずれかの専門分科会の方に所属していただくようお願いしたいと思っております。

それでは会議次第に基づきまして、順次進行をさせていただきます。

## 2. 交代委員の紹介

【事務局(保健福祉政策課 丸山)】

2 項目交代委員の紹介でございます。

この審議会につきましては、委員名簿の方に掲載しておりますように、30 名の方に委員としてご就任いただいているところでございます。

今回、4 月 30 日をもちまして、全員の任期が終了ということになりましたので、今回、継続していただける方も含めまして、新たに委員の皆様にご嘱状の方を交付させていただいております。

本日机の上の方に置かせていただいております。

この委員の任期は 3 年間となりますので、令和 7 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの 3 年間、当審議会の委員をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

事務局の方より、所属の団体名とお名前の方をお呼びさせていただきますので、その場でご起立いただきまして、順次、ご着席いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

名簿につきましては本日の当日配布資料の中の 3 枚目の方につけておりますのでよろしく願いします。

それでは、佐世保市議会議員の久保 葉人委員でございます。

佐世保市介護支援専門員連絡協議会の鷺田 由香里委員でございます。

佐世保市老人福祉施設連絡協議会の吉田 勝彦委員でございます。

佐世保市訪問介護事業所連絡協議会の森田 学委員でございます。

社会福祉法人佐世保市手をつなぐ育成会の溝口 一彦委員でございます。

佐世保地区障がい者就労支援協議会の山崎 愛委員でございます。

社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会の深江 海人委員でございます。

社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会の松尾 幸弘委員でございます。

佐世保市民生委員児童委員協議会連合会の西浦 恵満子委員でございます。

佐世保市老人クラブ連合会の天羽 隆之委員でございます。

同じく佐世保市老人クラブ連合会の田中 紀子委員でございます。

公益社団法人認知症の人と家族の会長崎県支部佐世保地区会の竹内 久美子委員でございます。

一般社団法人長崎県ろうあ協会佐世保支部の岡村 太資委員でございます。

佐世保市身体障害者団体連合会の上田 崇仁委員でございます。

佐世保市肢体障害者協会の前田 敏子委員でございます。

佐世保市視覚障害者協会の古川 竜一郎委員でございます。

佐世保市内部障害者協議会の久保 寿光委員でございます。

佐世保地区精神障がい者家族会ゆみはり会の大野 和之委員でございます。

一般社団法人佐世保市医師会の逸見 嘉之介委員でございます。

同じく一般社団法人佐世保市医師会の池永 英恒委員でございます。

一般社団法人佐世保市歯科医師会の芥川 卓也委員でございます。

一般社団法人佐世保市薬剤師会の井手 佳位輔委員でございます。

長崎県弁護士会佐世保支部の秋山 久典委員でございます。

長崎国際大学の韓 榮芝委員でございます。

同じく長崎国際大学の足立 孝子委員でございます。

その他、佐世保市地域包括支援センターの井福 直美委員、佐世保市青少年育成連盟の藤川 浩司委員につきましては、後ほどこちらの方にご到着の予定となっております。

また、佐世保市民生委員児童委員協議会連合会の岩崎 善光委員、長崎国際大学の久田 貴幸委員のお二人につきましては、本日ご欠席となっております。

### 3. 委員長・職務代理者の選出

【事務局(保健福祉政策課 丸山)】

続きまして、3項目目の委員長・職務代理者の選出に移ります。

社会福祉法第10条の規定によりまして、本会議の委員長の選任については、委員の互選により定めるものとされておりまして。

また、佐世保市保健福祉審議会条例第5条の規定によりまして、審議会の委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとなっており、職務代理者の方も指名する必要がございます。

皆様がたの方からどなたか、委員長、また職務代理者につきまして、ご推薦される方がいらっしゃいますでしょうか。

【上田委員】

事務局一任でお願いします。

【事務局(保健福祉政策課 丸山)】

はい、ありがとうございます。ただいま事務局からとのお声がありましたので、事務局の方から案をお示しさせていただきますとよろしいでしょうか。

それでは事務局案といたしましては、委員長につきましては、前回もご就任いただいております長崎国際大学からご推薦いただいております韓委員を提案させていただきたいと思っております。

また、本来であれば委員長の指名によって決定すべきところではございますが、職務代理者として、佐世保市社会福祉協議会からご推薦いただいております深江委員を提案させていただきたいと思っております。こちらでご承認いただければ、拍手をお願いいたします。

(拍手)

ありがとうございました。

また、当審議会では3つの専門分科会を設置しておりますが、その構成委員につきましても、本来は委員長の指名によって決定することとなっておりますが、事務局の方で、各団体の委員の皆様の所属されている団体によりまして、分科会の振り分けをさせていただいております。特に問題なければ、本審議会終了後の分科会は、こちらの分科会にご所属させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、さきほどの選任に従いまして、韓委員には、委員長席にお移りいただきたいと思ひます。

それでは、韓委員長の方からご挨拶をお願いしたと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

#### 【韓委員長】

皆さん、ご承認いただきありがとうございます。

この度、委員長という大役を任せさせていただき、非常に緊張しています。

1年目の学びを活かしつつ、委員の皆様方のご協力、それから事務局の皆様方とも連携を図りながら、スムーズな審議会の運営に努めて参りたいと思ひますので、今期も引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

#### 【事務局(保健福祉政策課 丸山)】

韓委員長ありがとうございました。

それでは、藤川委員が到着されましたので、ご紹介をさせていただきます。

佐世保市青少年育成連盟からご推薦いただいております藤川浩司委員でございます。

#### 【藤川委員】

藤川でございます。

第1回から遅れまして、大変申し訳ありません。佐世保市青少年育成連盟から代表ということで、今回初めて参加させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 【事務局(保健福祉政策課 丸山)】

それでは議事に入ります前に資料についてですが、本日受付で事前にお送りさせていただいております資料の確認をさせていただきます。

また当日配布資料ということで、机の上に置かせていただいておりますが、今後審議を進める中で、もし資料がないということがございましたら事務局の方にお知らせをいただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして事務局側のご紹介をさせていただきますと思ひます。

本日は、先ほどご挨拶をさせていただきました岡部長をはじめといたしまして、各分科会等を所管しております保健福祉政策課、障がい福祉課、長寿社会課より課長以下の関係職員が出席しておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

なお、当審議会の会議内容は、法令等に基づき設置される専門分科会及び審査部会を除き原則公開とさせていただきます。本日の議事につきましても、個人情報等を除きまして、佐世保市のホームページ等で議事録として公表させていただきますので、ご了解をお願ひいたします。

また、本日机の上にマイクを置かせていただいておりますが、発言をされる際にはボタンを押して赤いランプが点灯しましたらお話いただければと思ひます。

それでは、本日の議事に移らせていただきますが、ここからの議事進行は、社会福祉法第10条の規定に基づき、韓委員長の方に一任させていただきますと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

## 4. 議事

#### 【韓委員】

それでは、お役目に従いまして、議事を進行いたします。まず、本日の会議の成立について事務局から報告をお願いします。

#### 【事務局(保健福祉政策課)丸山】

保健福祉審議会条例によりまして、審議会成立のためには委員の過半数の出席が必要とされております。本日、現時点で委員30名中27名の方に出席をいただいておりますので、本日の審議会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

#### 【韓委員長】

ありがとうございます。会議が成立していることを確認いたしましたので、これより議事に入りますが、このあと分科会も予定されておりますので、スムーズな議事運営に努めてまいります。皆様方のご協力をお願いいたします。

議題(1) 令和6年度各分科会等の開催状況の報告につきましては、まずは①から③の民生委員審査専門分科会、高齢者福祉専門分科会、障がい者福祉専門分科会の順で事務局からの説明を受けたのちに質疑を行い、その後、④の医療安全支援センターについての報告を受けることとします。

#### 【事務局(保健福祉政策課 金泉課長)】

民生委員審査専門分科会の概要と令和6年度の民生委員・児童委員推薦状況について、担当しております保健福祉政策課の金泉でございます。私の方からご報告させていただきます。

失礼ながら着座にて説明させていただきたいと思っております。

当分科会は8名の委員で構成されており、民生委員法第5条の規定に基づき、佐世保市民生委員推薦会から推薦のあった民生委員・児童委員候補者を厚生労働大臣へ推薦するにあたっての審査を行っております。

推薦の流れについて、お手元の資料の民生委員審査専門分科会報告、右上に資料1と記されている資料をお願いいたします。

まずは2ページの方をご覧くださいと思います。

市は、改選時や欠員が生じた場合、まず自治会や公民館等の町内代表者へ候補者の推薦依頼をいたします。町内代表者は、町内役員や福祉関係者等で、民生委員地区推薦準備会を設置し、民生委員・児童委員候補者の選任を行っていただきます。

民生委員児童委員の適格の要件としては、人格識見高く、地域の実情に通じ、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる人とされております。

地区推薦準備会は、民生委員・児童委員候補者を佐世保市民生委員推薦会へ内申いたします。

推薦会で適否の審議を行い、審議の結果、推薦可となった候補者について、推薦会は佐世保市長宛に推薦を行います。

佐世保市長は、候補者を厚生労働大臣に推薦するにあたり、この佐世保市保健福祉審議会に諮問いたします。審議会は、諮問された候補者について、民生委員審査専門分科会において審査を行い、佐世保市長へ答申いたします。

答申の結果、推薦可となった候補者について、佐世保市長は厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が民生委員・児童委員として委嘱することとなります。

順番が前後いたしますけれども資料の 1 ページをご覧ください。

この他、審議事項として、民生委員法第 7 条に基づく、民生委員再推薦の際の審査や、民生委員法第 11 条に基づく、民生委員の解嘱の際の審査がございます。

令和 6 年度においては、8 月と 2 月に開催し、6 名の候補者について、要件である福祉への理解や熱意、年齢や職業など、活動に支障がないかの確認を行っていただき、厚生労働省に推薦いたしました。

また、一斉改選に向けた検討事項等について、事務局から説明を行い、その後意見交換を行っております。

次に、現在の委嘱状況についてご説明いたします。

資料の 3 ページの方をお願いいたします。

令和 4 年の改選後、これまでに体調不良等で 32 名の委員が退任され、また、欠員地区から候補者の推薦があったため、審議を行った結果、41 名を推薦し、委嘱されております。

従いまして、令和 7 年 4 月 1 日現在、民生委員・児童委員数は 607 名となっております。

欠員地区については、引き続き、町内代表者等に候補者の推薦、選出を依頼しております。

また、本年 12 月 1 日は、3 年に 1 回の民生委員・児童委員の一斉改選となっております。

現在、各町内代表者に対し、民生委員・児童委員の候補者選出について、推薦のご依頼と関係書類の送付を行っている状況であり、12 月 1 日の委嘱状伝達式に向けて手続きを進めております。

なお、本年 3 月に佐世保市民生委員定数条例の改正案を提案しており、現在の定数は、628 名ですが、12 月 1 日の一斉改選以降は 630 名となることが決定しております。

ご承知の通り、民生委員・児童委員は、地域福祉の推進にあたっては欠かすことのできない存在です。

今後も民生委員・児童委員の適正な配置を行い、地域福祉の推進に努めて参りたいと考えております。

私からの説明は以上です。

#### 【韓委員長】

はい。ありがとうございました。続きまして、高齢者福祉専門分科会からお願いいたします。

#### 【事務局(長寿社会課 森課長)】

長寿社会課長の森と申します。

私の方から資料の 2 に基づきまして高齢者福祉専門分科会についてご報告いたします。

着座にて失礼いたします。

1 枚めくっていただきまして、分科会の審議事項でございます。

大きくは 3 つの項目です。

高齢者福祉施策に関する事項。老人福祉施設等に関する事項。介護保険サービスに関する事項を所掌しております。

委員は 12 名で、分科会長は池永委員にご就任いただいております。

本分科会につきましては、主に 3 年に 1 回の計画策定年度に集中的に開催しておりまして、それ以外の年度は、通常年 1 回の開催となっております。

令和 5 年度に現計画を策定しまして、令和 6 年度はその計画期間の 1 年目ということでしたので、8 月に 1 回開催しております。

このときは、委員交代がございましたので、それに伴う会長の選任、及び本市の高齢者の状況につきまして、ご説明を行っております。報告は以上です。

【韓委員長】

はい。ありがとうございました。では最後に障がい者福祉専門分科会からお願いいたします。

【事務局(障がい福祉課 黒崎課長)】

障がい福祉課長の黒崎と申します。よろしくをお願いいたします。

資料につきましては資料3になります。

障がい者福祉専門分科会についてご報告いたします。着座にて失礼します。

まず1ページをお開きください。

令和6年度の障がい者福祉専門分科会は、合計3回開催いたしました。

身体障害者福祉法第15条第1項に基づく、「診断書を作成する医師の指定」、「生きるを支えるさせばプラン佐世保市自殺対策計画」の2件につきまして、審議を行っていただきました。

医師の指定につきましては、合計3回の審議会において15名の方についてご審議いただきました。

自殺対策計画につきましては、第2回の際に、進捗管理に係る報告を行いました。

続きまして2ページをお願いします。

障がい者福祉専門分科会の概要について、審議事項や、委員構成などを表にして記載しております。

次の3ページは、令和6年度指定分の診断書作成指定医師15名の方を記載しております。

4ページをご覧ください。

障がい者福祉専門分科会審査部会について記載しております。

部会の審議事項等は、身体障害者福祉法施行令第5条第1項に基づく、手帳認定にかかる審査でございます。

身体障害者手帳の交付につきましては、市の障がい福祉課で審査を行っておりますが、疑義等が生じた場合に、審査部会へ諮問しております。

委員の構成は、9名でございます。なお、委員の情報は非公開となっております。

6年度の状況は、延べ73回、183件の諮問審査を行いました。

次の5ページは障害者手帳の交付事務のフロー図になります。

次の6ページでございますが、審査部会への諮問の回数、件数の内訳を記載しております。

事務局からの説明は以上でございます。

【韓委員長】

ありがとうございました。ではここまで議事の(1)の各分科会等の開催状況のご報告、①②③の各分科会からご説明いただきましたが、各分科会からご説明がありました内容につきまして質疑応答を始めたいと思います。質問等がある委員の方は挙手の上、ご発言をお願いいたします。何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

では、議事の(1)の③までが終了ということになりまして、次に④の医療安全支援センターの相談内容につきまして事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

【事務局(保健福祉政策課 大野補佐)】

保健福祉政策課、医療安全支援センター担当の大野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは着座してご説明をさせていただきます。

まず、この審議会の場で、医療安全支援センターについて報告を申し上げる趣旨についてご説明をいたします。

本市におきましては、医療法の規定に基づき、医療に関する患者及び家族等の苦情や相談に迅速に対応し、医療機関への情報提供等を通して、医療の安全と信頼を高め、患者サービスの向上を図ることを目的として、佐世保市医療安全支援センターを設置しております。

そして、市長が必要と認める審議事項である、本センターの運営方針及び業務内容の検討等を保健師福祉審議会で担うこととしています。従いまして、毎年、各分科会同様、前年度の活動状況についてご報告させていただいております。

長くなりましたが、それではお手元の資料 4 をご覧ください。1 ページ目に、医療安全支援センターの概要、統計の状況、事項に、設置要綱をお示ししております。本市におきましては、平成 18 年から佐世保市保健所内に、医療安全支援センターを設置。現在、看護師 1 名を配置して対応する他、医療従事者を対象とした医療安全に関する研修会を実施しております。

令和 6 年度の活動等についてご報告を申し上げます。

(1)の相談件数をご覧ください。

まず左のグラフで、相談件数の推移をお示ししております。

令和 4 年度、358 件、令和 5 年度 311 件、令和 6 年度 306 件となっております。

また、右のグラフでは、対応時間別の相談件数の推移をお示ししておりますが、30 分未満の相談がほとんどとなっております。

続きまして(2)相談形態につきましては、電話、来所、文書またはメールによる相談がありますが、令和 6 年度は約 9 割が電話によるものでございました。

(3)相談種別につきましては、相談が 279 件で約 9 割、苦情が 27 件で約 1 割となっております。

(4)相談内容につきましては、令和 6 年度は、医療機関の紹介案内が一番多く、122 件、約 4 割となっております。

次に、医療行為・医療内容に関するものが 83 件、約 3 割となっております。

この医療行為・医療内容に関しましては、話を聞いて欲しいというものが多く傾向がございます。

対応といたしましては、ご相談内容を傾聴し、中立的な立場で問題点の整理をさせていただいております。

例えば、どちらが悪いなどと、こちらが判断することはありません。

希望がございましたら、医療機関へ、こういった相談があっていることをお伝えすることもございますが、私どもとのやりとりの中で、誤解が発生している場合が多く、整理をすると、納得される場合が多く見られます。

どうしても納得されない場合は、両者でのお話し合いをお勧めしております。

佐世保市医療安全支援センターのご報告は以上でございます。

#### 【韓委員長】

ありがとうございました。それでは、事務局からご説明がありました内容について、質疑応答を始めたいと思います。ご質問等ある方は挙手の上、ご発言ください。いかがでしょうか。

(質疑なし)

【韓委員長】

続きまして、議題(2) 諮問書交付につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

【尾崎副部長】

4月から地域未来共創部の方から参りました保健福祉部で副部長をしております尾崎と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回、保健福祉審議会に諮問させていただきたい案件がございます。

案件は、「敬老特別乗車証交付事業」の今後の在り方についてでございます。

早速ではございますが、本日これより韓委員長へ諮問書をお渡しさせていただきます。

本来であれば市長からお渡しすべきところではございますが、代理として保健福祉部長からお渡しさせていただきます。それではお願いします。

【岡部長】

敬老特別乗車証交付事業の今後の在り方について、諮問。

佐世保市保健福祉審議会条例第2条及び佐世保市保健福祉審議会運営要綱第2条第3項の規定に基づき、貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

諮問の理由です。敬老特別乗車証交付事業、通所、敬老パスは、75歳以上の市民の方を対象に、社会参加、外出支援、健康増進を目的とし、路線バスに無料で乗車できる制度として、昭和50年8月から実施しています。

近年の現状として、交付率は約50%にとどまり、利用乗車回数も年々減少傾向にある中、居住地域によっては利用することができないなど、市民の方々からは、公平性を求めるご意見もいただいております。相まって、路線バスにおいては、運転手不足による路線縮小や減便が進み、本事業の目的である高齢者の外出支援が果たせなくなることも懸念されます。

以上のような現状課題を踏まえ、敬老特別乗車証交付事業の今後のあり方について諮問するものでございます。以上、よろしくお願い致します。

(岡部長から韓委員長へ諮問書を手渡し)

【尾崎副部長】

ただいまの諮問書の写しを委員の皆様にお配りしております。少々お待ちくださいませ。

それでは、引き続き恐れ入りますが、本日お配りしました当日配布資料の最後に付けております両面1枚ものの用紙をご覧ください。表題は「敬老特別乗車証交付事業について」でございます。

まず目的ですが、本市が実施しております「敬老特別乗車証交付事業」、通称「敬老パス」は、高齢者が心身の健康を保ち社会活動に積極的に参加することができるよう、敬老特別乗車証を交付し、老人福祉の向上を図ることを目的としております。

次に内容ですが、75歳以上の市民の方を対象に、社会参加・外出支援・健康増進のため、市民の路線バスに無料で乗車できる制度として、昭和50年8月から開始しました。現在は、「西肥バス」、「させぼバス」で利用可能となっております。

次に、この制度を取り巻く現状ですが、敬老パス事業について、事業を実施するためのバスの運行経費につきまして、市は年間4億7千万円を上限額とし、バス事業者に支払い、また、バス事業者におきましても、

利用者の実運賃との差額につきまして、ご負担いただいている状況でございます。

また、敬老パスの対象者約4万2千人のうち、交付者は約2万2千人で交付率は約50%で、約半数の方が何らかの理由で交付申請をされておらず、申請率の低さが課題となっており、あわせて利用乗車回数も年々減少傾向にございます。

次に、路線バスの現状でございますが、運転士不足による路線の縮小や減便が続いておりまして、また、コロナ禍など影響による経営状況の悪化が懸念されております。

続きまして、参考としまして、お示しておりますけれども、令和5年現在で、本市同規模市の類似制度は記載の通りでございます。

何らかの高齢者交通費助成制度があるが、55市のうち、43市、78.2%でございます。

続きまして、助成の制度のうち、一部でも自己負担が有る市の数が43市のうち41市でございます。

助成制度のうち、全く自己負担なしは、43市のうちに佐世保市と、福島市の2市でございました。

ただ今年から福島市におきましては、制度変更はされており、現在は全額負担を行っているのは佐世保市のみという状況でございます。

このような状況から、様々な機会において、市民の皆様から様々なご意見をいただいております、下の方になります、市民の方々からのご意見といたしまして、

- ・交付率の観点から、事業の効果、公平性において十分ではない。
- ・居住地域によって、平等な制度となっていない。
- ・松浦鉄道など、他の交通手段でも、利用可能として欲しい。
- ・制度維持のためには、利用者負担を徴収してもよいのではないか。

なお様々な意見をいただいております。

市といたしましては、このような意見をもとに、事業見直しを検討しており、その際の考慮すべき内容といたしまして、

- ・取り巻く環境は、制度開始から大きく変化しているものの、事業内容が旧態依然のままであること。
- ・敬老パスの制度自体は、高齢者の移動支援として、ニーズが今でも高い状況にあること。
- ・居住地域による不公平感をなくし、健康増進に繋げる事業にしていきたいこと。

このようなことに考慮しながら、事業の目的である、高齢者の外出支援のあり方を検討しているところでございます。

つきましては、本市が策定しております、佐世保市老人福祉計画、第9期佐世保市介護保険事業計画における生きがいづくりと社会参加の促進に記載がございまして、敬老特別乗車証交付事業につきまして、本市が検討する見直しの内容を、佐世保市保健福祉審議会条例第2条に基づきまして、審議会に諮問させていただきたいと存じます。

なお、参考資料としまして、敬老パスの交付推移、並びに、令和5年度に実施しました市民の皆様へのアンケート結果の抜粋を掲載しております。

詳細につきましては、今後、高齢者福祉専門分科会において、ご審議いただきたく存じます。

説明は以上でございます。

#### 【韓委員長】

それでは、ただいま諮問がありました敬老特別乗車証交付事業の見直しにつきましては、高齢者福祉専

門分科会において、今後審議を進めるということで、委員の皆様どうぞよろしくお願いします。

## 5. その他

それでは、本日の全体会として議事は以上となりますが、議事全体への質疑等ありますでしょうか。

(質疑なし)

それでは、最後に事務局より連絡事項等何かございますか。

### 【事務局(保健福祉政策課 丸山)】

事務局から事務連絡をさせていただきます。当審議会の次回開催は、折を見て開催させていただきます。分科会については適宜開催されますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、本日受付の際に駐車場の無料サービス券をもらわれていらっしゃる方がおられましたら、この後お渡しいたしますので、事務局までお知らせいただければと思います。

この後、全体会終了後に各専門分科会を開催いたします。民生委員審査専門分科会は引き続きこちらの会場になります。障がい者福祉専門分科会はひとつ下の階、4階全員協議会室になります。高齢者福祉専門分科会は3階の理事者控室で開催いたします。全体会終了後にそれぞれご移動をお願いいたします。順次ご案内させていただきますので、そのまま自席にてお待ちください。

### 【韓委員長】

それでは本日予定の内容について審議等を終了いたします。

最後に委員の皆様方の議事進行に対するご協力に対しまして、改めて感謝申し上げます。

ありがとうございました。これもちまして、今回の審議会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

-----了-----